

特定相談支援事業所 各位

芦屋市障がい福祉課

緊急事態宣言解除後の計画相談支援及び障害福祉サービスの臨時的な対応について

1. 各様式・通知関係 情報掲載場所（芦屋市ホームページ）

●芦屋市ホームページ掲載ページ

http://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/korona/kourousyo_tuuti.html

●参考通知

・令和2年5月26日付兵庫県事務連絡「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について」

2. モニタリング・更新における面談について

令和2年6月分より原則、通常面談を再開してください。

利用者からの申し出があり、電話連絡にて状況把握が可能な利用者については下記移行期間中の電話連絡による面談を認めます。

ただし、居宅等への訪問は、利用者及びその家族との間の信頼関係、協働関係の構築や、生活全般の状態、解決すべき課題の把握のために重要であることから、電話等による対応を行う場合は、事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努めるようお願いします。

移行期間 令和2年6月1日（月曜日）から令和2年7月31日（金曜日）

※ただし、6月の3週目頃兵庫県より発出される通知次第で、上記移行期間末日を変更する場合がありますのでご注意ください。

3. 各サービスの臨時的な取扱いについて

障がい福祉サービス全般に係る移行期間とは別に、臨時的な在宅支援の取り扱いについては在宅支援の内容を確認したうえで、実施可否を判断しますので、「緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス・移動支援の臨時的な在宅支援について（令和2年5月29日芦屋市事務連絡）」を参照してください。以下事務連絡の抜粋となります。

(1) 臨時的な在宅支援を継続する事業

- 就労継続支援A型事業
- 就労継続支援B型事業
- 就労移行支援事業
- 自立訓練
- グループホーム（通所先が休業・在宅支援により利用者がGHにて過ごす場合の日中支援加算）
※ただし、在宅での支援内容が適正と判断された場合に限り、次ページ以降【個別サービスの取り扱いについて】を確認し、適宜必要な書類をご提出ください

(2) 臨時的な在宅支援を解除する事業

- 生活介護
- グループホーム（利用者がGH以外の居宅へ帰省している間の在宅支援）
※ただし、利用者・利用者の家族・計画相談員・現在利用している居宅サービス事業者等支援者との協議により、在宅支援を継続した方がよいと判断する場合は、別途届出を以て対象とします。

(3) 適用期間

令和2年6月1日（月曜日）から令和2年7月31日（金曜日）

※現在適用されている取扱いから、以下に示している取扱いが適用される移行期間

⇒令和2年6月1日（月曜日）から令和2年6月19日（金曜日）

※ただし、6月の3週目頃兵庫県より発出される通知次第で、上記移行期間末日を変更する場合があります

(1) 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立訓練

①支援内容の緩和措置を解除します

- ・1日1回連絡 → 1日2回
- ・週1回連絡・通所・訪問 → 週1回通所
- ・月1回の評価 → 月1回の評価（訪問または通所）

②報告書類を追加します

- ・日報（サービス提供記録）の提出を求めます

《参考厚労省通知》

平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成30年4月1日障障発0410第1号一部改正）

(2) 就労定着支援

- ・利用者の通勤状況により判断します

移行期間中においては必要に応じて電話連絡等の手段も可能としますが、延長ではなく移行期間ですので、今後の通所や面談に移行できるよう配慮してください。

(3) 共同生活援助（グループホーム）

①日中支援加算

利用者が通所する事業所が在宅支援を行っている場合は、引き続き移行期間においても算定可能としますが、事前に生活全般の状態、解決すべき課題の把握を行い、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得ることが条件となります。

②帰宅時における在宅支援（利用者がGH以外の居宅へ帰省している間の在宅支援）

平常稼働ができるよう努めてください。

今後のグループホーム入所継続も含め利用者及び計画相談員と連絡調整を行い、引き続き在宅支援が必要かどうか検討してください。なお、継続するにあたっては、利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得たうえで、届出及び報告をしてください。

《参考厚労省通知》

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

(4) 移動支援事業

- ・緊急事態宣言期間において、移動支援事業所による在宅支援の実施例がないため、臨時的な取扱いを解除することとします。

障がい福祉サービスが不足する場合は他サービスの調整を行ってください。

(5) 通所系サービス（生活介護）

- ・感染予防を行った上で、通所を利用する希望者については利用を再開してください。

在宅支援については、事前に利用者及び計画相談員と連絡調整を行い、生活全般の状態、解決すべき課題を把握し在宅支援が必要であると考えられる場合に、事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行い同意を得た上で、届出及び報告をしてください。

※届出（計画書）と報告提出書類を追加しています。

4. サービス利用支援費・継続サービス利用支援費の請求について

令和2年4月15日に発出しています「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う障がい福祉サービス・地域生活支援事業サービスの調整及びモニタリング請求について（依頼）」の「3. 計画相談員のみなさまへのご依頼について」に関連する相談だけではなく、新型コロナウイルス感染拡大に伴うサービス調整その他相談を行った場合は、追加モニタリングとして継続サービス利用支援費等の請求が可能です。

請求する際は、平常時と同様に、モニタリング報告書を提出してください。

サービス調整の結果、新規サービスの利用申請となる場合は、サービス利用支援費の請求とします。

5. 障害支援区分有効期間の延長について対象者

“延長の対応は6月更新対象者までで終了します”

なお、6月更新対象者についても認定調査の要望がありますので、可能な範囲で6月更新月対象者（支援区分の延長が可能な方）の認定調査も随時実施します。

ただし、医療機関、障害支援施設等の利用者、重度心身障害者等から認定調査の延長依頼があった場合は個別に検討を行います。

※新規受付ケースについては、引き続き認定調査を実施しています。

提出・連絡先

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（野田・北村・古家・長谷）

TEL 0797-38-2043 FAX 0797-38-2160

MAIL syougai-fukushi@city.ashiya.lg.jp

※不在時 障がい福祉課障がい福祉係（馮（フォン）・木村・高野・川原）